

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表危機管理政策課の項中「、防災情報整備係」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 危機管理政策課に、本庁課内室として次の表の上欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

室	係
防災情報整備室	防災情報整備係
原子力防災室	原子力防災係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
防災情報整備室	第二項の表危機管理政策課の項第八号に掲げる事務
原子力防災室	第二項の表危機管理政策課の項第十号から第十四号までに掲

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十六年六月十六日

ける事務

第二十六条の表危機管理政策課の部防災情報企画監の項を削る。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年六月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社